障害児通所支援事業者 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部 自立支援担当課長 高橋 みゆき

障害児通所支援の実施に伴う各種手続きについて(通知)

本年4月の法改正により、これまで法律ごとに分かれて実施してきた障がい児に係る 通所サービスについては、「障害児通所支援」として児童福祉法に一元化しました。

これに伴って、各区保健福祉課における必要な手続きについて通知しますので、貴事業所職員にご周知いただくとともに、利用者への説明や手続き面でのサポートなど、ご協力くださいますようお願いします。

記

1 利用者負担上限額管理事務について

(1) 上限額管理事務の概要

障害児通所支援に係る利用者負担については、利用者の負担軽減を図る観点から 保護者の所得等に応じて負担上限月額を設けており、当該負担上限月額を超えて利 用者負担を支払う必要がないこととしている。

一月あたりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが予測される者については、次に定める事業者が利用者負担上限額管理者となって、利用者負担額の上限額管理事務を行う。

(2) 利用者負担上限額管理者

利用者負担の上限額管理を行う事業者(以下「上限額管理者」という。)は、指定 児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス 事業所、指定保育所等訪問支援事業所のいずれか一事業者である。障害児通所支援 を提供する事業所が複数存在する場合は、原則として契約日数の多い事業所が上限 額管理を行うものとする。

※ 月途中で上限額管理者となる者が変わる場合は、原則として、月末時点において上限額管理者となる者が上限額管理を行うものとする。

(3) 利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書の提出

上限額管理者が決まったときは、別添「利用者負担上限額管理事務依頼(変更) 届出書」(以下「依頼届出書」という。)に必要事項を記入し、上限額管理を開始する月の25日までに区保健福祉課に提出する。

※ なお、平成24年3月以前において、児童デイサービス事業所が障害福祉サービスに係る上限額管理事務を行っていた場合、4月以降、障害福祉サービスに係る 上限額管理事務を行うことはできない。

居宅介護、行動援護又は同行援護を利用している利用者について、障害福祉サービスに係る上限額管理が必要となる場合には、関係事業所と連絡調整のうえ、 障害福祉サービスに係る上限額管理者を設定するよう留意すること。

(4) 上限額管理事務の流れ

別添のとおり。

2 支給量の管理について

(1) 支給量管理の考え方

通所給付決定は、障がい児の保護者から申請された障害児通所支援の利用について公費で負担することの要否を判断するものであり、特定の事業者から障害児通所支援を受けるべき旨を決定するものではない。

したがって、サービスの性質上、複数の事業者からサービス提供を受けることが可能な障害児通所支援については、通所給付決定された支給量(以下「決定支給量」という。)の範囲内で、通所給付決定保護者があらかじめ特定した一又は複数の事業者と、一月当たりのサービス提供内容やサービス提供量(以下「契約支給量」という。)を定めて利用契約を締結し、サービス提供を受けることとなる。

そこで、契約支給量が決定支給量の範囲内となるよう、一人の通所給付決定保護者に対し各事業者が提供する契約支給量について、通所給付決定保護者、事業者及び市町村がそれぞれ管理を行う必要がある。

(2) 障害児通所支援受給者証の事業者記入欄への記入

契約を締結しようとする事業者は、保護者から障害児通所支援受給者証(以下「通所受給者証」という。)の提示を受け、受給資格を確認するとともに、通所給付決定された障害児通所支援の区分ごとの一月当たりの決定支給量を確認する。

その決定支給量の範囲内で、当該事業者が提供する区分ごとの契約支給量について、通所受給者証の事業者記入欄に、事業者及びその事業所の名称、区分並びに契約日を併せて記入し、事業者名を特定することができる確認印を押印する。なお、事業者記入欄は、番号順に記入し、一の欄には一の区分のみを記入することとする。

なお、既に一の事業者が、通所受給者証の事業者記入欄に契約支給量を記入している区分について、後に、別の事業者が同一区分で契約しようとする場合は、決定支給量から既に記入されている契約支給量を差し引いた残りの決定支給量の範囲内において契約を締結し、契約支給量を記入することとなる。

(3) 契約内容の報告

事業者は、保護者と契約(契約支給量の変更契約を含む。)をしたときは、「契約 内容(障害児通所支援受給者証記載事項)報告書」により、区保健福祉課に次に掲 げる事項を報告する。

- ア 通所受給者証の事業者記入欄の番号
- イ 支援の内容
- ウ契約支給量
- 工 契約日
- オ その他必要事項

なお、従前の児童デイサービス事業所は、児童デイサービスの契約終了について も報告書の提出が必要となる。この場合、「契約内容(障害福祉サービス受給者証・ 地域相談支援受給者証記載事項)報告書」を用いることに留意すること。

3 重症心身障がい児及び難聴児に係る通所受給者証の記載について

児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスにおいて、主として 重症心身障がい児又は難聴児(以下「重心児等」という。)を通わせる場合の人員基準 等を満たした事業所が重心児等を受け入れた場合、それぞれの障がい種別に応じた基 本報酬を算定することができる。 これら対象者については、通所受給者証への記載が必要となるため、保護者に説明のうえ、区保健福祉課に申出が必要となることに留意すること。

区保健福祉課に申出があった場合には、対象要件等を確認し、該当する者について、 通所受給者証に対象者である旨記載する。

> 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部 障がい福祉課給付管理係 担当:一條 TEL 011-211-2938 FAX 011-218-5181 E-mail sapporo. jiritsushien@city. sapporo. jp